

核軍縮提言における「理想主義」と「現実主義」
—東京フォーラムの残した課題から—

水本和実

広島市立大学広島平和研究所

広島大学平和科学研究センター客員研究員

**Idealism and Realism
in Nuclear Disarmament Proposals:
Unsolved Issues of the Tokyo Forum Report**

Kazumi Mizumoto

Hiroshima Peace Institute, Hiroshima City University

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

The Tokyo Forum for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, an international conference organized at the initiative of the then Japanese Prime Minister Hashimoto in 1998 after the nuclear tests of both India and Pakistan, published a report in July 1999. The report, "Facing Nuclear Dangers: An Action Plan for the 21st Century," proposed comprehensive measures to stop the immediate danger of the nuclear proliferation, as well as to realize the ultimate goal of elimination of nuclear weapons.

The report has gained fairly good evaluations by the so-called realists, whereas it has been graded poorly by the idealist camp. The realists including diplomats, government

officials, and defense specialists gave high scores to Tokyo Forum's immediate and realistic measures. On the other hand, the idealists including NGO activists and specialists in the field of Peace Research claimed that the report fell short of proposing eloquently the total abolition of nuclear weapons in the near future.

Even the two camps fundamentally differ in analyzing approach, policy priorities, and final goals, we need to find something common and create dialogue between them in order to stop the proliferation and realizing nuclear disarmament.

1. はじめに

1998年5月にインドとパキスタンが行った核実験は、冷戦終結後に進展しつつあった世界の核軍縮の流れを、大きく逆行させる出来事であった。日本政府は、橋本竜太郎首相（当時）が核実験直後の参議院委員会の中で、日本のイニシアティブにより核軍縮の国際会議を開催することを提唱し、その考えは日本国際問題研究所と広島平和研究所の主催による「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」（以後、東京フォーラム）の形で実現した¹⁾。

この「東京フォーラム」には印パ両国と核保有5カ国を含む十数カ国から、核軍縮・軍縮外交の研究者や実務家ら二十数名が参加した。会議は「トラック・ツー」、つまり公的な肩書きを持つ者も個人の資格で自由に議論する形式がとられ、ほぼ固定したメンバーで1998年8月から1999年7月まで計4回の会合を行った。第2回会合は1998年12月、広島で開催され、参加者らは平和記念資料館を見学し、被爆者の証言に耳を傾ける機会を得た。会議を提唱した日本政府は、外務省が後援の形で主催者とともに事務局を構成したが、参加者の自由な議論は最後まで維持され、東京フォーラムは1999年7月25日、報告書²⁾を採択して閉幕した。

報告書についてはすでに、さまざまな形で論じられているが、大別するなら、核不拡散の危機への警鐘を鳴らしつつ、核軍縮への現実的手段を提示したとして評価する見方と、核廃絶への展望に欠け、理想からは程遠い提言だとして否定的に捉える見方に分かれている³⁾。

一般に、こうした提言を評価する尺度としては二つの次元が考えられる。第1に、提言の中にいかなる項目が盛り込まれているか。いわばメニューの幅広さである。第2に、盛り込まれている個々の項目について、どこまで踏み込んだ提言を行っているか。いわばメニューの奥行きである。

東京フォーラム報告書に関するさまざまな評価を整理すると、論者が指摘する論拠は、第1に特定の項目が盛り込まれていない、第2に特定の項目についての提言が不十分である、という2点に絞られるとわいていい。

だが、核軍縮提言をめぐる評価に関しては、それら個々の論点に関する分析だけでなく、核軍縮や核廃絶をめぐる論者の価値観や哲学が反映されているというべき

であろう。言いかえるなら、いわゆる「現実主義」に立つか「理想主義」に立つかで結論が異なるのが現状である⁴⁾。東京フォーラムをめぐって評価が分かれたことはそれを端的に示しており、また両者の立場の分裂傾向は、非核国であり被爆国である日本国内において、とりわけ顕著であると思われる。

本稿ではまず、東京フォーラム報告書の評価を左右する主要な論点や項目に着目し、東京フォーラム報告書がそれらをどう盛り込み、どこまで突っ込んだ提言を行っているかについて分析する。さらにそれら主要論点について、東京フォーラム以外の核軍縮・核廃絶提言がどのように扱ってきたかを比較し、東京フォーラム報告書が積み残した今後の核軍縮の課題について整理してみたい。

次にこうした課題を整理する過程で直面する、核軍縮・核廃絶をめぐる「現実主義」と「理想主義」という、とりわけ日本国内で顕著な二つの異なる立場について取り上げる。まず両者の価値観、ゴール、アプローチなどの違いを指摘し、それらの違いに基づいて、両者が核軍縮をめぐる個々の論点や提言をどう捉え、何を目指しているのかの分析を試みることにより、対立面だけが強調されがちな「現実主義」と「理想主義」の間での対話の必要性や可能性についてさぐってみたい。

2. 東京フォーラム報告書の提言と評価

(1) 評価が分かれる主要論点

東京フォーラム報告書の内容に関しては、筆者を含む何人かの論者がすでに紹介し、分析を加えているため⁵⁾、ここでは包括的な概観は避け、論者により評価が分かれている論点を中心に、主要提言を考察する。

報告書は全部で5部からなる。第1部「新たな核の危険」で、核をめぐる情勢認識を述べているが、冷戦終結直後の楽観的な見通しは消え、事態は急速に悪化しつつある、という悲観論に立ち、米ロ、米中関係の悪化、印パの核実験に見られる核拡散傾向、大量破壊兵器テロの危険増大などをあげ、解決手段として「時代遅れの核ドクトリン」や「期限付き核軍縮」ではなく、安全保障に関する「現実的対話」を提唱した⁶⁾。ここで評価が分かれる主な論点は、冷戦終結により事態は米ソの核軍拡の時代よりも好転している、という見方を採用せず、むしろ事態は悲観的だとす

る時代認識と、期限を設定した核廃絶を退けている点であろう。

第2部「核の危険を低減するための戦略的関係の修復」では、米国、ロシア、中国の役割を重視し、それら3国の関係改善によるグローバルな核軍縮と、「南アジア」「中東」「北東アジア」という3地域における核軍縮を提言した。中でも、米口に加えて中国に対する一層の核軍縮努力を求めたこと⁷⁾、インドの核開発における中国の脅威を認め、中国側の自粛をも求めていること⁸⁾、印パに最終的に核を放棄して非核国として核不拡散条約(NPT)に加盟するよう呼びかけたこと⁹⁾、イスラエルに対し「敷居国」というあいまいな表現をせず、「最初に核開発した国」と位置づけたこと¹⁰⁾は、従来の核軍縮提言より踏み込んだ内容であり、その意味で議論が予想されるが、これまでのところ目立った反応はない。

むしろ、評価が大きく分かれた点としては、次の提言が挙げられる。まず、東アジアにおける戦域ミサイル防衛(TMD)導入問題に関する提言が、中国側によるTMDへの危惧に触れているものの、その一方で中国の弾道ミサイル開発にも懸念を表明し、いわば両論併記の形がとられていること¹¹⁾。また、中東に関する部分で核兵器だけでなく生物・化学(BC)兵器も禁止の対象とする「非大量破壊兵器地帯」の創設を呼びかけながら¹²⁾、北東アジアでは非核兵器地帯の創設ではなく、単に朝鮮半島の非核化を提唱するにとどまった¹³⁾。特に後者については、一部で厳しい批判が寄せられた。

第3部「核拡散の阻止と巻き返し」は、核不拡散維持のために緊急に取るべき現実的な手段を包括的に提言している。見方が分かれる主要論点としては、NPTが核保有国と非核保有国の不平等性を抱える条約であることを認めつつ、基本的にはこのNPT体制の維持・強化を主張している点¹⁴⁾、非核地帯条約を積極的に支持しつつ北東アジアでは第2部同様、朝鮮半島非核化の提唱にとどまっている点¹⁵⁾、法的拘束力を持つ消極的安全保障の必要性をうたいながら、核兵器の先制不使用について言及していない点¹⁶⁾などがあげられる。ただ、NPT体制の維持・強化については、NPTが現存する数少ない枠組みであることを考えると、NPTに代わるシステムの提言は現実的でなかろう。

第4部「核軍縮の達成」は、第2部と第3部が緊急に取るべき手段を網羅したのに比べ、中・長期的に核軍縮の道筋を論じた部分である。核軍縮・核廃絶をめぐる

議論で最も見解が分かれるのは、「核抑止」と「核廃絶」をどう捉えるかであり、それらに対する東京フォーラム報告書の立場はこの第4部に端的に示されている。

まず、核抑止について。報告書はBC兵器や通常兵器に対する核抑止を否定しているが、「他の核兵器の行使」に対する当面の抑止機能を認めている¹⁷⁾。次に核廃絶の位置づけを見ると、核抑止に関する記述に続いて、「核抑止と核廃絶のうち安全に寄与するのは核抑止ではない」という婉曲な表現ながら、核廃絶の支持を表明する一方、別の個所では「核兵器ゼロの一步手前」というゴールを設定し、その目標は「核廃絶論者も核抑止論者も共に認めることができる」としている¹⁸⁾。ちなみに第5部「主要提言」の第2項では核兵器の「完全な廃絶」を主張しているが¹⁹⁾、こうした記述は、まず核廃絶を掲げた上で、それに至る手段を提言すべきとする理想主義的な立場からすれば、不十分と映るであろう。

また、核軍縮の現実的な道筋として、米ロ戦略核弾頭の各1,000発までの削減を第1目標に掲げ、それ以降も全ての核兵器国を巻き込んだ段階的核軍縮を提唱しているが、前述した核廃絶の「一步手前」から先について論じていないことも、同様に議論の対象とされている。

次に、核兵器の先制不使用については触れたものの、ロシアや北大西洋条約機構(NATO)が依然として核先制使用というドクトリンを維持していることなどを理由に、強い支持が提言に盛り込まれなかったこと²⁰⁾も、評価が大きく分かれている。

第5部「主要提言」は、第1部から第4部までに含まれている提言から重要項目を集めた部分であり、評価が分かれる主要論点は、以上でほぼ網羅されていると考える。

次に、東京フォーラムが触れなかったことが議論され、あるいは批判されている点について。平和運動やNGO関係者からは、主として日本政府の役割や、「核の傘」に頼る日本の防衛政策への言及がなかったことが批判されている²¹⁾。しかし、核軍縮へ向けた課題として考えるなら、「核の傘」に頼ることの是非としてではなく、「拡大抑止」²²⁾をどう位置づけるかという問題として、東京フォーラムで議論することは可能だったといえよう。米国の拡大抑止の対象には日本だけでなく、韓国や北大西洋条約機構(NATO)加盟国も含まれている。そして、日本と韓国、NATOで

は拡大抑止の内容は異なるため、日本の「核の傘」だけを論じるのではなく、それら全ての拡大抑止について論じる必要がある。

以上も含め、東京フォーラム報告書について議論が分かれている主要論点は、次のように再整理できるだろう。

<現状認識の問題>

- 核をめぐる状況認識が悲観的

<核廃絶の問題>

- 期限付き核廃絶を採用せず
- 核廃絶一步手前と核廃絶の位置づけが不明確

<核抑止の問題>

- 核の使用に対する核抑止の肯定
- 拡大抑止の問題に言及せず

<個別論点>

- TMDに対する評価
- 北東アジア非核地帯を提唱せず
- 核先制不使用に対する消極姿勢

(2) 他の核軍縮提言との比較

次に、評価が分かれ、あるいは批判の対象となっているこれらの論点について、他の代表的な核軍縮・核廃絶提案と比較してみたい。

まず、1995年12月に発表された米国のヘンリー・スティムソン・センターによる報告書²³⁾(以下、スティムソン報告)は、核をめぐる状況について東京フォーラムよりも楽観的に捉え、米ソ冷戦が終結した今、核の有用性は低下し、膨大な核兵器を抱えることがむしろ危険を招くと警告した。背景として、1994年に米ロ首脳が合意した戦略核の「照準外し」(de-target), 1995年のNPT無期限延長, 包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉の進展などを挙げている²⁴⁾。

次に核廃絶について。スティムソン報告は4段階による核廃絶提言を行いつつ、廃絶に関して期限は設けていない。また「現在の政治状況では、核廃絶は実現でき

ない (infeasible) 」²⁵⁾とも述べている。そして、核廃絶をめざす政策に対して予想される抵抗や反論に触れつつも、報告書の最後は「核のない世界実現まで数十年かかるかもしれないが、次の世代までには実現できる。…今こそスタートの時だ」²⁶⁾と力強く呼びかけている。

核抑止についてはどうか。興味深いのは、スティムソン報告が核の抑止機能を最後まで、つまり廃絶後まで認めている点である。まず米口の核弾頭を2,000個まで削減する第1段階では、核の機能は米国と同盟国への核の脅威を抑止することに限定される。BC兵器は抑止対象に含まれない²⁷⁾。次に米口核弾頭を数百個に減らす第2段階では、核抑止の対象は米国本土への核攻撃のみに限られる²⁸⁾。全ての核兵器国の核弾頭が各数十個に減る第3段階では、全核兵器国が共同で「信託国 (trustees)」として世界各国への核の脅威を抑止する²⁹⁾。核が全廃される第4段階では、旧核兵器国が核兵器の部品を国際管理の下に分散・維持しておき、「ならず者国家」が核開発して他国を威嚇すると、核兵器を組み立てて報復する³⁰⁾。

その他の論点については、拡大抑止つまり「核の傘」は第1段階までは維持される。またTMDについては、米口とも第1段階では「ならず者国家」向けに配備することを提唱している。

スティムソン・センターはさらに1997年3月、別の報告書を発表し³¹⁾、改めて長期目標として核廃絶と核抑止の否定を提言した。この中では同盟国の防衛における核の先制不使用問題が検討されているが、BC兵器の脅威への抑止効果を考慮し、大量破壊兵器先制不使用を提言している³²⁾。

1996年8月に出されたキャンベラ委員会(以下、キャンベラ報告)による報告書³³⁾もスティムソン報告同様、状況認識は楽観的だ。「冷戦の終結が核を廃絶するための国際行動にとり、新たな機会を生み出している」³⁴⁾と述べ、冷戦後に新たな核の危険が台頭しているという認識は薄い。

核抑止に関してキャンベラ報告は、かなりの分量を割いており、スティムソン報告同様、核の使用のみを抑止するという見解をとった³⁵⁾。さらに拡大抑止に関しても数ページに渡って述べ、「核の傘」がドイツや日本の核武装を防いでいるという議論にも触れ、集団防衛としての拡大抑止は今後も安定した安全保障として存続するとしている。だがその一方で、「拡大抑止を核兵器保持の正当化に用いてはならない」

「核のない世界に拡大抑止は適用できない」とも釘をさしている³⁶⁾。

キャンベラ報告は期限付きの核廃絶という考えは採用しなかったが、期限にターゲットを定める重要性は否定せず、可能な限りすみやかな(at the earliest possible time)廃絶を呼びかけた³⁷⁾。また、核の先制不使用についても、戦略上のコストなしに核保有国が共同で取り決めることが可能だ、と推奨している³⁸⁾。

1997年6月に発表された全米科学アカデミーの報告書³⁹⁾も、上記2報告と同じく、「冷戦終結により、米国の核の役割めぐる議論は新たな局面を迎えた」⁴⁰⁾と明るい時代認識の下に議論を展開している。また、核廃絶ではなく核兵器禁止を目標に掲げている点も他の報告と異なる⁴¹⁾が、同時に「それがいつ、いかに実現できるかは不明確だ」⁴²⁾とも述べている。

核の抑止機能については、自国もしくは同盟国への核の威嚇や行使の抑止を認め、通常兵器やBC兵器に対する抑止は否定した⁴³⁾。核の傘もその範囲では肯定したわけである。また、積極的安全保障、消極的安全保障を支持し、核の先制不使用については、同盟国との協議の上で早急に採用すべきだと提言した⁴⁴⁾。TMDに関連した提言では、弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約の意義を高く評価してその維持を主張し、弾道ミサイル防衛(BMD)については核削減に逆行との見方をとっている⁴⁵⁾。このほか、核兵器禁止を実現する手段の一つとして非核兵器地帯の拡大をあげ、その候補地域に北東アジアも含めている⁴⁶⁾。

最後に、1998年12月にカナダ下院外交通商常任委員会委員会がカナダ外相あて提出した報告書⁴⁷⁾(以下、カナダ下院委員会報告)についても簡単にふれておく。

まず、核をめぐる情勢認識については、「冷戦直後の核軍縮の勢いは著しく低下した」と上記3報告に比べて悲観的な立場に立っているが、核抑止については上記3報告のように限定的に解釈するにとどまらず、抑止論に立つことの危険性も指摘し、抑止に代わるべき概念として、グッドパスター元欧州米軍最高司令官が97年に論文で提案した“reassurance”(安全の再確認)という新たな戦略概念⁴⁸⁾を紹介している。古典的な抑止は「もしXがYを攻撃すれば、Yは反撃する」という現実の脅威の上に成り立っていたが、冷戦後は「もしXがYを威嚇・攻撃しなければ、XはYから相当程度の信頼を得て安全を再確認できる」という考えに切り替えるべきだ、というのがグッドパスターの提言である。

カナダ下院委員会報告は核の先制不使用についても、採用を勧告するには至らなかったが、批判的な検討を加えている。

(3) 東京フォーラムが残した課題

東京フォーラム報告書の提言で評価の分かれた主要項目について、他の核軍縮提言との比較をふまえ、いくつかの点が明らかになった。

まず、核をめぐる状況に関しては、新しい提言ほど厳しい見方をしている。スティムソン・センターの報告書も、95年より97年の方が核の危険を深刻に捉えているほか、一番新しいカナダ下院委員会報告の方がそれ以前の報告書に比べて最も時代認識は厳しい。後から出された東京フォーラム報告書はかなりの悲観論に立っているが、これら先行報告の認識も年を追って厳しくなっていることを考えると、東京フォーラムの見方が妥当性に欠けるとは言い難い。

次に核廃絶の期限についても、明記している報告書はなかった。むしろ、注目されるのはどの報告書も核廃絶が可能かどうかについては明確にせず、あるいは否定的に答えた上で、廃絶をできるだけ早急に可能にするための環境形成に力点を置いている点である。

イギリスの国際戦略問題研究所 (IISS) が毎年発行している Strategic Survey の 1997/98年版は、こうした1990年代の核廃絶提案急増について、①どの提言も核廃絶が可能だと自信を持って主張していない、②「核廃絶」の定義が提言ごとに不明確、③核保有を公式に宣言している全て国 (この時点では5カ国) はすでにNPTで長期目標としての核廃絶を公式にも法的にも受け入れている、という点が「パラドックス (逆説)」だと皮肉を込めて分析している⁴⁹⁾。

東京フォーラム報告書にある核廃絶に関する議論には、確かに曖昧さが含まれているが、以上の点を考慮に入れるなら、他の報告書と比べて際立って提言が後退しているとは言い難い。

次に、東京フォーラムが核抑止の対象を核の行使のみに限定している点も、他の提言とほぼ共通している。唯一の例外は、カナダ下院委員会報告が抑止に代わる概念としてグッドパスター将軍の“reassurance”という考えを提示したことであるが、これも同報告の勧告に盛り込まれるには至っていない。核抑止に代わる新たな概念

の模索は今後、ますます重要性を帯びてくるであろうが、スティムソン報告が核廃絶後も核兵器の部品を国際管理に置くことで事実上の核抑止の維持を提言していることを考えると、抑止の見直し作業は困難が予想される。

抑止の関連でいえば、東京フォーラムが触れなかった拡大抑止の問題は、いくつかの報告で真剣に論じられており、東京フォーラムが残した重要な課題の一つといえよう。また、NATOの軍事ドクトリンおよび、NATO諸国へのアメリカの拡大抑止では、核の先制使用は重要な柱の一つであった。冷戦時代には、通常兵器で勝るワルシャワ条約機構軍に対し、NATO軍はアメリカの戦術核兵器を前線に配置し、先制使用もありうるという戦略で対抗したのである。しかし、冷戦が終わった現在、先制使用は見直しの時期に来ており、この問題も東京フォーラムが残した課題である。

TMDについては、提言により主張は微妙に異なる。北東アジア非核地帯の問題については、東京フォーラムはその意義を認めなかったのではなく、まず朝鮮半島の非核化が先という考えを提示したに過ぎない。北東アジアにはロシア、中国の一部が含まれるが、核保有国の部分的な領土を含む非核地帯はこれまで例がなく、また朝鮮半島情勢自体が不確定・不安定であることを考慮すると、北東アジア非核化の概念自体をもう少し煮詰める必要があるだろう。他の提言でも、そこまで踏み込んだものはなかった。

以上の考察から、東京フォーラムが積み残した重要課題を絞るなら、大きなテーマとしては「抑止に代わる概念の検討」、抑止に関連するサブテーマとしての「拡大抑止」、そして拡大抑止の構成要素である「核先制使用」が挙げられる。

3. 核軍縮・核廃絶をめぐる「理想主義」と「現実主義」

(1) 「理想主義」「現実主義」とは

核軍縮・核廃絶に関して理論上、「現実主義」「理想主義」の明確な定義が存在するわけではないが、実際には大別して以下のような考え方、立場に二分することができるだろう。

イ) 目標と方法論

「理想主義」とは、次のように集約できるだろう。すなわち、何らかの理想的な価値観や哲学に基づき、実現可能性に縛られず、あるいは度外視して、理想的な目標を設定する。目標達成の方法論としては、目標到達状態をまず想定し、そこから逆算して、それに至る道筋を考えるアプローチをとる。

核軍縮に関する具体論としては、「核兵器は絶対悪」という価値観や「核抑止論」の否定を所与の前提とし、一刻も早い（あるいは期限を設定した）核兵器の完全な廃絶などを所与の目標として設定し、それらを不動のものとした上で、それに至る手段、道筋、方法論を提言する。

これに対し「現実主義」は、以下のようにとらえることができるのではないか。つまり、何らかの理想的な価値観については、度合いの違いはあるがそれを共有する。しかし、目標設定にあたっては、実現可能性をも視野に入れ、可能な範囲で最良の選択肢を設定する。目標達成の方法論としては、中・長期的な目標を目指しつつ、ステップ・バイ・ステップ方式、つまり短期的に可能な手段の積み上げによる達成をめざす。

具体的には、核兵器のネガティブな側面としての非人道性は認識しつつ、核兵器の抑止力を完全に否定する立場はとらない。したがって、核管理の強化や核削減の重要性については認識しているが、核兵器数をどこまで削減すべきか、あるいは全廃すべきかどうかについては、立場が分かれる⁵⁰⁾。また、核削減に関しても、実現可能性や戦略的安定の維持を重視する。

その結果、設定目標に関しても、(i)核削減の延長としての核廃絶を目指す立場、(ii)核廃絶にこだわらず戦略的安定が守られた範囲での核削減を目指す立場、(iii)核廃絶は不可能であり、戦略的安定のためには核削減にも限度がある（場合により核軍拡が必要）とする立場などがある。

ロ) 問題点

上に述べたような立場の違いの結果、両者に関してはそれぞれ以下のような問題点が指摘できる。

まず「理想主義」については、所与のものとして共有されている価値観や理想、哲

学、それらに立脚して設定した目標に関する、客観的な検討や検証が十分に行われない可能性がある。

たとえば、「核兵器は絶対悪」という言葉は一見理解しやすいが、それが核軍縮を進める上で具体的にどんな意味をもち、その帰結として何が導かれるのかについての検討は、なされていない。また「核抑止論」の否定とは、核兵器に抑止効果がないことをさすのか、核兵器以外での抑止を提案しているのか、戦略論における「抑止」という概念自体の破綻をさすのかが、定かではない。

また、理想主義的な立場から、早急なあるいは期限を設けた核廃絶の提案がなされているが、それは「核は廃絶すべきだ」という価値観の表明に他ならず、実現可能性(feasibility)や、具体的な道筋の議論が不十分になりがちだ。

一方、「現実主義」に関しては、次のような問題点があげられるだろう。まず、設定した目標よりも「実現可能性」や「戦略的安定の維持」といった条件の方が優先されがちで、それらの条件をどう解釈するかで、容易に結論が左右される。このため、設定したゴールが核軍縮にあるのか、核廃絶なのか、核管理なのか、戦略的安定の維持なのかがはっきりしない。あるいは、論者によってバラバラである。

また、現実の政治状況や軍事環境を所与のものとするため、現状に変革をもたらすという動機に欠け、現状擁護のための議論になりやすい。

以上、「理想主義」と「現実主義」の定義を試みたが、具体的に両者のカテゴリーにはいかなる人たちが含まれるだろうか。単純な二分法が危険なのはいうまでもないことだが、広い意味で「理想主義」に属する人たちとしては、平和運動、NGO、被爆者団体、「平和研究」というカテゴリーの研究者などがあげられる。

一方、「現実主義」に属する人たちとしては、穏健な(つまり軍拡をのぞまない)軍事・防衛・外交などの実務家、「安全保障・防衛」のカテゴリーの研究者、政府代表によって構成される国際機関の実務家などが含まれるだろう。

(2) 個々の論点をめぐる「理想主義」と「現実主義」の違い

それでは、「理想主義」に立つか「現実主義」に立つかで、核軍縮に関する個々の論点についての主張は、どう違うのか。それをもっとも端的に示しているのが、前

述した、東京フォーラム報告書での評価が分かれた各項目である。東京フォーラム報告書が「現実主義」に立脚し、その批判者の立場が「理想主義」だと一概にいえるわけではないが、少なくともそれらの項目に関する限り、両者の傾向を表しているといえよう。そこで、それらの項目を整理しながら立場の違いを分析してみたい。

核廃絶

「理想主義」と「現実主義」を区別する最も際だった違いは、核廃絶の位置づけである。

「理想主義」にとり核廃絶とは、無条件に人類が達成すべき使命であり、規範である。特に日本や広島においては、被爆体験などの強い動機づけのもとに実現を義務づけられた目標である。「核兵器は絶対悪」という表現は、いいかえれば「核は絶対になくさねばならない」という主張に他ならず、その実現可能性や条件をうんぬんすべき事柄ではない。

したがって、核廃絶の実現も早ければ早い方が好ましく、特定の時期までの実現を目標として掲げることは、運動を加速させる効果を持つためプラスと考えられる。また、核兵器の削減過程は「絶対悪」の消滅過程であるから、ひたすら改善に向かう道筋ととらえられる。

そして、核廃絶への道筋に必要なのは、その使命を実現するための意志であり、実現を困難にする諸条件があれば、それらを解決した上で核廃絶を実現すべきであり、諸条件が満たされないから廃絶は困難だという考え方はとらない。

一方、「現実主義」にとり「核廃絶」とは他の政治目標と同じく、まず目標としての妥当性や実現可能性、そのためのコストやリスクなどを吟味した上で採用すべき選択肢の一つに他ならない。もちろん、実際に核兵器が行使されて広島、長崎の惨禍が繰り返されることは誰も望まないが、広島、長崎への原爆投下以降は実際に核が実戦使用されず、核戦争が起きなかったことにも一定の評価が与えられる。このため、核廃絶という目標自体の妥当性について、まず見解が分かれる余地がある。

実現可能性については、さらに懐疑的であり、段階的核廃絶を唱える諸提言の多くが、諸条件を整えば将来的に可能かもしれない、という見解にとどまっている。また、コストやリスクとしては戦略環境の不安定化が指摘される。つまり、核廃絶という目標は、決して無条件に掲げるべきものとは受け止められていない。

核抑止

両者を区別する第2の特徴は、「核抑止」をどう見るかである。

「核兵器は絶対悪」との立場をとる「理想主義」にとり、核に依存する戦略は無条件に改めるべきものであり、「核抑止の否定」はその当然の帰結である。だが前述した通り、その「否定」の意味は必ずしも明確ではない。

まず考えられるのは、核抑止という理論そのものが破綻しているという考え方であり、米ソの冷戦期に核抑止理論が核軍縮ではなく核軍拡を招いた経験に基づいている⁵¹⁾。

次に考えられるのは、理論上の破綻としてではなく、選択肢として好ましくないという考え方による核抑止の否定である。つまり、安全保障上の「抑止」という概念そのものは否定しないが、抑止力として核兵器に依存することはあまりにも危険なので、あるいは核兵器の価値を高めるので、通常兵器に限るべきだという主張である。

実際には、核兵器、生物・化学兵器、通常兵器のそれぞれについて抑止を論じることが理論上は可能だが、理想主義の立場からは通常、そうした個別の議論はなされない。核を抑止から切り離すことでその有用性を否定し、核廃絶につなげるという考え方である。

これに対し「現実主義」の立場では、まず安全保障上の抑止概念そのものは否定されず、核兵器、生物・化学兵器、通常兵器のそれぞれにつき、「何で何を抑止するか」という形で、抑止の手段としての可能性や有効性、限界、リスクなどが検討される⁵²⁾。

核兵器は核兵器に対してのみ抑止力となりうるという考え方は通常、「コア抑止」と呼ばれるが⁵³⁾、東京フォーラム報告書を含む核軍縮提言の大半は、核兵器についてこのコア抑止のみを認める立場を取っている。これに対し、「現実主義」の中には核抑止の対象として、核のほかに生物・化学兵器まで含める考え方、核、生物・化学兵器に加えて通常兵器まで含める考え方など、いくつかの立場がある。

また、そうした戦略上の政策については、対外的に明白に宣言すべきだという考え方（宣言政策・declaratory policy）と、明白にすべきでないという考え方（あいまい政策・ambiguity policy）があるが、「理想主義」は「あいまい政策」を否定し、

「現実主義」では両方の立場がありうる。

状況認識

核をめぐる状況認識については、本来、「理想主義」か「現実主義」かで必然的に見方が異なる事柄ではないが、実際には両者の立場の違いが顕著に顕れている。「理想主義」が一般に冷戦後の核をめぐる状況を楽観的に捉えるのに対し、「現実主義」は悲観論に立つ。東京フォーラムもその意味では後者に属すると言える。

「理想主義」が楽観論に立つ最大の理由は、世界の核軍拡の担い手だった米国とソ連による冷戦の終結である。それにより、核軍縮への最大の障害は除去されたと見る。その後の米ロによる核削減は、ロシア議会下院による第2次戦略兵器削減条約（START II）の批准が遅れ、ようやく2000年4月に批准にこぎつけたが、それでも冷戦期に比べたら核軍縮進展の可能性は開けたとの期待や希望が、この楽観論に込められている。東京フォーラム報告書の悲観論に対し、日本のNGO関係者が「希望を持ってない文書だ」と厳しく批判した⁵⁴ことは、裏を返せば、冷戦後に核軍縮への期待や希望が高まっていることを物語っている。

これに対し、「現実主義」も同様に冷戦終結を核軍縮への大きな進展材料と見る点では一致しているが、東京フォーラム報告書の標題に端的に表われているように、冷戦後の地域紛争の激化などで、新たな核軍拡の危険が増大しており、その危険は冷戦期以上と見るのである。

拡大抑止

「理想主義」の立場からすれば拡大抑止、いわゆる「核の傘」は、自ら核武装するわけではないが、核兵器への依存には変りないため、それ自体が核軍縮に逆行することであり、当然解消すべきものと考えられる。1998年5月に核実験を行ったインド、パキスタン両国の政府高官らが日本に対し、核の傘の下にいて批判する資格はない、と主張したことは記憶に新しい。こうした主張を「理想主義」は真摯に受け止める傾向があり、核保有国は自国の核の削減に努め、非核保有国は核の傘から脱却すべきだと考える。

これに対し「現実主義」は、「核の傘」の両方の側面、つまり核兵器への依存と、自前の核武装防止の両面に着目する。早急な核軍縮が当面期待できそうにない場合、既存の核兵器国が安全保障上の拡大抑止を提供することで、特定の国家の核武装を

防止できるなら、「核の傘」の意義を全面否定する立場は取らない⁵⁵⁾。

核兵器先制不使用

核兵器国同士が互いに核兵器の先制不使用で合意に達すれば、相手が先に核を使用しない限り、通常兵器での紛争が発生しても核は使用されないため、一般的に核軍縮に貢献すると考えられる。核兵器国が非核国に対して約束する消極的安全保障と基本的には同じ考え方であり、「理想主義」はこれを積極的に推進すべきとの立場を取る。また、日本への米国の「核の傘」に関しても、日本の側から米国に「日本の防衛では核を先に使用しないように」と要請すべきだとの見解に立つ⁵⁶⁾。

これに対し、「現実主義」は先制不使用をめぐる現実存在するいくつかの問題点に着目して、慎重姿勢を取っている。

まず、中国と旧ソ連は先制不使用を早くから表明してきたが、政治的な宣言であり、現状では国際法上の拘束力がないため、信用できないとされること。

次に、米国が消極的安全保障に関して、核兵器国と同盟関係にある非核国を対象国から除外していること。

さらに、旧ソ連と向き合ってきたNATOが、これまでワルシャワ条約機構軍の圧倒的な通常戦力に対峙するため、核兵器の先制使用オプションを維持してきており、ロシアに対しても当面、この政策を変更する可能性が少ないこと。さらに最近、ロシア自身が新たな軍事ドクトリンで、NATOに対する通常戦力の劣勢を補うための核先制使用オプションの採用を検討しているといわれること⁵⁷⁾。

既存の核兵器国の先制使用をめぐるこうした姿勢を前提にする限り、核兵器先制不使用については、その位置づけや法的拘束性について核兵器国同士で調整を図る必要がある。さらに、核抑止の個所でも述べたが、「現実主義」の中には、核兵器先制不使用を採用することは、生物・化学兵器や通常兵器に対する抑止力を失うことだとする考え方があり、その採用を困難にしている。

4. おわりに

以上、東京フォーラム報告書の評価と残された課題の分析をふまえ、核軍縮・核廃絶をめぐる「理想主義」「現実主義」という異なる立場について、その定義と主要

な個別論点をめぐる姿勢の違いの明確化を試みた。両者は「対立関係」と認識されがちであり、東京フォーラム報告書をめぐる評価の分裂をみても明らかなように、出発点や目標、アプローチなどが全く異なっている。しかしこれまで、両者の違いの構造的な分析はほとんど行われておらず、特定の論点をめぐる対立意見の交換だけが、シンポジウム会場や誌上でなされてきたに等しい。その際の意見対立も、「運動」対「政府」といった形でなされ、そこには対話の可能性は乏しかった。

だが、これからは核軍縮問題でも、国連の場などにおける各国政府代表とNGOとの連携の機会は、ますます増えてくるだろう。東京フォーラム報告書作成の過程で、東京フォーラム事務局を通じてNGOの意見は参加者に伝えられ、また後援者である日本の外務省関係者は、NGOが主催したシンポジウムに継続的に参加し、一定の対話の機会が生まれた。それにより、直ちにNGOと外務省の理解が深まったとはいえませんが、互いに相手の姿勢を視野に入れようとする努力は見られた。

NGOや平和運動に加わる市民らを中心とする「理想主義」的アプローチと、政府関係者や実務家に多い「現実主義」的アプローチは、そもそもの立脚点や方向性が異なっているために接点に欠ける場合が多い。だが、たとえば東京フォーラムの第3部で提唱された、核不拡散を守るため緊急に取るべき手段の有効性に関する限り、両者の意見の違いはほとんど見られなかった。両者の意見が分かれる可能性があるとするれば、「不拡散」と「核軍縮・核廃絶」のどちらに力点をおくべきか、という問いかけがなされた場合であろう。だが、不拡散なくして核廃絶への道は開けず、また不拡散のみでも核廃絶への道は開けない。

このように見ると、実際に横たわる「理想主義」と「現実主義」の違いは、所与の条件に関する分析の違いというよりも、イデオロギー的対立に近い。そして、それがイデオロギー的対立にとどまる限り、対話や理解の可能性は乏しい。

一方、核軍縮を進めるには、実務家は世論の支持が必要だし、また平和運動やNGOにとってみれば、実務レベルの作業を進展させない限り、その意志は実現されない。

もちろん、「対話の必要性」と安易に言うのはたやすいが、実際にはその道のりは長い。しかし、「理想主義」と「現実主義」の対話を模索するには、まず両者の構造の違いを明らかにし、その上で共通点を探るところから始めるしかなかろう。本稿が、そのための小さな問題提起となれば幸いである。

註

- 1) 東京フォーラム発足の経緯や議論の経過、報告書の主要論点については、水本和実「東京フォーラムで画期的な核軍縮提言」『世界』1999年10月号、水本和実「核拡散の危険と日本——東京フォーラムの意義と課題」『新防衛論集』第27巻第2号（1999年9月）などを参照されたい。
- 2) 報告書の公式版は英文で、日本国際問題研究所から出版されている。The Tokyo Forum for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, *Facing Nuclear Dangers: An Action Plan for the 21st Century*, Tokyo: Japan Institute of International Affairs, 1999. 日本語訳も「核の危険に直面して——21世紀への行動計画」と題し、若干の解説を付けて同研究所から1999年12月に出版された。
- 3) おおむね好意的に受け止める見方としては、船橋洋一「対核政策 ここからあそこへ」『朝日新聞』1999年7月29日、「提言の評価 国連軍縮京都会議参加者に聞く」『中国新聞』1999年8月4日、浅田正彦「核『提言』政策へ活用望む」『読売新聞』1999年7月28日など。否定的に受け止める見方としては、平和資料共同組合（ピースデポ）『核兵器・核実験モニター』第100号、1999年10月1日、西脇文昭「ふらつく日本の核軍縮への姿勢」『世界週報』1999年9月14日号などを参照。海外では、'U.S. Undercuts Arms Control Efforts, Global Panel Finds,' *The New York Times*, August 4, 1999が米国に厳しい注文をつけた報告書として報じたほか、インドの*The Hindustan Times*は批判的な記事を、*The Indian Express*, *The Hindu*などは中立な記事を1999年8月はじめに掲載した。またエジプトでは*Alaharam August 16*, 1999が好意的な記事を掲載した。
- 4) 「現実論」と「理想論」に明確な定義はないが、ここでは核兵器の存在や、核保有国が核抑止論に依拠している現実を直視しつつ、実現可能な核軍縮の積み重ねで核を減らして最終的に核廃絶を実現したいという考え方を「現実論」と表現し、「核兵器は廃絶せねばならない」という理念から出発してそれに至る道筋を考える考え方を「理想論」と表現した。両者を区別する明確な基準があるわけではないが、核軍縮・核廃絶をめぐる議論にこうした傾向があることは否定できない。たとえば黒沢満「核軍縮と国際平和」有斐閣、1999年、「まえがき」ii頁。
- 5) 水本、「核拡散の危機と日本」、pp.36-41など。
- 6) *Facing Nuclear Dangers*, p. 14.
- 7) *Ibid.*, p. 21.
- 8) *Ibid.*, p. 23, pp. 25-26.
- 9) *Ibid.*, p. 24.
- 10) *Ibid.*, p. 26.
- 11) *Ibid.*, p. 20.
- 12) *Ibid.*, p. 28.
- 13) *Ibid.*, p. 29.
- 14) *Ibid.*, pp. 32-33.
- 15) *Ibid.*, p. 35.
- 16) *Ibid.*, p. 35.
- 17) *Ibid.*, pp. 44-45.
- 18) *Ibid.*, p. 49.

- 19) *Ibid.*, p. 57.
- 20) *Ibid.*, p. 47.
- 21) 筆者は主催者の一員として東京フォーラムの事務局に因ってきたが、会議の最初から、日本の政策について日本政府に注文をつけることは、東京フォーラムの役割として想定されず、参加者も同じ認識であった。NGOからの批判については、前掲『核兵器・核実験モニター』第100号など参照。
- 22) 「核の傘」(Nuclear Umbrella)は比喩的な表現であり、専門用語としては「拡大抑止」(Extended Deterrence)が通常、用いられる。拡大抑止には①自国だけでなく同盟国への核攻撃や威嚇の抑止と、②核兵器だけでなくBC兵器や通常兵器による攻撃や威嚇の抑止という二通りの意味があり、「核の傘」と呼ばれるのはこのうち前者である。
- 23) *An Evolving US Nuclear Posture*, Washington, D.C.: Henry L. Stimson Center, Report No. 19, December 1995.
- 24) *Ibid.*, pp. 1-3.
- 25) *Ibid.*, p. 37.
- 26) *Ibid.*, p. 39.
- 27) *Ibid.*, pp.14-15.
- 28) *Ibid.*, p. 28.
- 29) *Ibid.*, p. 32.
- 30) *Ibid.*, p. 36.
- 31) *An American Legacy: Building a Nuclear-Weapon-Free World*, Washington, D.C.: Henry L. Stimson Center, Report No. 22, March 1997.
- 32) *Ibid.*, p. 8. 核先制不採用を採用すれば、BC兵器への報復に核は使用できないが、大量破壊兵器先制不採用を採用した場合、相手が先にBC兵器を使用すれば、核(またはBC兵器)による報復は先制とはならない。
- 33) *Report of the Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons*, Canberra: Commonwealth of Australia, 1996.
- 34) *Ibid.*, p. 29.
- 35) *Ibid.*, p. 24.
- 36) *Ibid.*, p. 36.
- 37) *Ibid.*, p. 71.
- 38) *Ibid.*, p. 57.
- 39) Committee on International Security and Arms Control, National Academy of Sciences, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy*, Washington, D.C.: National Academy Press, 1997.
- 40) *Ibid.*, p. 11.
- 41) *Ibid.*, pp. 85-97.
- 42) *Ibid.*, p. 85.
- 43) *Ibid.*, p. 26.

- 44) *Ibid.*, p. 71.
- 45) *Ibid.*, pp. 42-46.
- 46) *Ibid.*, p. 96.
- 47) *Canada and the Nuclear Challenge: Reducing the Political Value of Nuclear Weapons for the Twenty-first Century*, Report of the Standing Committee on Foreign Affairs and International Trade, December 1998.
- 48) Andrew J. Goodpaster, *Shaping the Nuclear Future: Toward a More Comprehensive Approach*, Occasional Paper, The Atlantic Council of the United States, December 1997, pp. 3-4.
- 49) "Nuclear Weapons: The Abolitionist Upsurge," *Strategic Survey* 1997/98, The International Institute for Strategic Studies, London: Oxford University Press, 1998, pp. 49-50.
- 50) 核兵器全廃論をめぐる考察については、梅本哲也「核兵器全廃論の浮上とその課題」『国際政治』117号(1998年3月)などを参照されたい。
- 51) 抑止論批判については、たとえば鴨武彦「国際安全保障の構想」岩波書店、1990年、第五章「核抑止の意味と核戦略政策——批判的検討」などを参照されたい。
- 52) 核、生物・化学兵器、通常兵器によるそれぞれの抑止を検討した上で、核兵器先制不使用を提唱した論文としては、David Gompert, Kenneth Watman and Dean Wilkening, "Nuclear First Use Revisited," *Survival*, Vol. 37, No. 3, Autumn 1995, pp.27-44. などを参照されたい。核兵器による生物・化学兵器の抑止を検討した論文としては梅本哲也「核威嚇による化学・生物兵器の使用抑止——米国の政策と議論」『海外事情』1999年11月号など。
- 53) *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy*, p.15.
- 54) 「核兵器・核実験モニター」第100号参照。
- 55) たとえば明石康氏は「核の傘」について、核兵器廃絶という究極の目標からすれば一時的な政策だが、核拡散を食い止める機能はまだ果たしているとし、中小国による自前の核開発を阻止する手段として、核保有5カ国による共通の安全保障の提供(普遍的「核の傘」)を、1998年11月の第2回国連軍縮長崎会議で提案した。国連軍縮長崎会議協議会「第2回国連軍縮会議報告書」明石康「基調講演」, pp.27-28.
- 56) 田窪雅文「なぜ、いま核の先制不使用宣言か」『世界』1999年9月号、田窪雅文「先制不使用宣言と日本の核政策」、國弘正雄、トーマス・グレアム「核先制不使用政策の重要性、いずれも「軍縮問題資料」No. 217(1998年11月)、など参照。
- 57) 「朝日新聞」1999年10月10日(朝刊)